

令和8年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録

令和8年3月6日（金）午前11時30分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第4号 第3次瑞穂市教育振興基本計画の策定について

日程第3 承認第4号 職員の派遣申請について

日程第4 議案第5号 瑞穂市教職員の人事内申について

日程第5 教育長の報告

日程第6 その他 事務局長
教育総務課長
学校教育課長

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服部 照

大平 高司

伊藤 清美

曾我部 樹里

○本日の会議に欠席した委員

小倉 真治

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 磯部 基宏

教育総務課長 今木 浩靖

学校教育課長 川田 英樹

学校教育課総括主幹 片山 達人

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹 島田 将志

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

- 教育長** ただ今より、令和 8 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会を開会します。
本日、小倉委員はご欠席です。
-

日程第 1 会議録署名委員の指名について

- 教育長** 日程第 1 会議録署名委員の指名についてです。
今回は、曾我部委員よろしくお願ひします。
-

日程第 2 議案第 4 号 第 3 次瑞穂市教育振興基本計画の策定について

- 教育長** 日程第 2 議案第 4 号 第 3 次瑞穂市教育振興基本計画の策定について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

- 教育総務課長** 日程第 2 議案第 4 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定により定めるものです。

2 月 18 日の総合教育会議でいただいたご意見や 2 月 27 日までの期限にお寄せいただいたご意見を反映した修正、また細かな文言の修正等を行いましたので、今回最終案として提出させていただきました。では、主な変更点について説明させていただきます。

<変更点について説明>

- 教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第 2 議案第 4 号 第 3 次瑞穂市教育振興基本計画の策定について、可決することとします。

日程第 3 承認第 4 号 職員の派遣申請について

- 教育長** 日程第 3 承認第 4 号 職員の派遣申請について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

- 学校教育課長** 日程第 3 承認第 4 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求めるものです。

<非公開>

○**教育長** 日程第3 承認第4号 職員の派遣申請について、承認することとします。

日程第4 議案第5号 瑞穂市教職員の人事内申について

○**教育長** 日程第4 議案第5号 瑞穂市教職員の人事内申について、を議題とします。
事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第4 議案第5号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第1項に規定にする県費負担教職員の内申について、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。

<非公開>

○**教育長** 日程第4 議案第5号 瑞穂市教職員の人事内申について、可決することとします。

日程第5 教育長の報告

○**教育長** 日程第5 教育長の報告ですが、特にございませぬ。

日程第6 その他

○**教育長** 日程第6 その他です。
事務局長。

○**事務局長** 特にございませぬ。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 特にございませぬ。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 特にございませぬ。

○**教育長** それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

第3回定例会は、3月23日(月)午前9時30分から、3-2会議室で開催します。

第2回臨時会は、4月1日(水)午後2時30分から、同じく3-2会議室で開催します。

第4回定例会は、4月22日(水)午前9時30分から、同じく3-2会議室で開催しますのでよろしくお願いいたします。

閉会の宣告

○教育長 これをもちまして、令和8年第1回瑞穂市教育委員会臨時会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後0時05分

瑞穂市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年3月6日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

曾我部 樹里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。